

E分科会 テーマ①「計算書類の注記について」

運営委員：白 鳥 仁
景 山 峰 司

学校法人会計基準は、昭和46年制定以来、私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、また補助金の配分の基礎となるものとして、広く実務に定着してきました。

一方で制定以来40年が経過し、私学を取り巻く経営環境の変化等に伴い、学校法人の諸活動の多様化が進むなかで、公教育を担う学校法人の経営状態について、社会にわかりやすく説明する仕組みが求められています。

このような状況の中で、平成25年4月22日に学校法人会計基準の一部を改正する省令が公布されました。施行は平成27年4月1日からとされ、改正後の学校法人会計基準は平成27年度より適用されていますが、都道府県知事所轄の学校法人については、1年間の猶予期間を置いて、平成28年度からの適用になります。

今回の学校法人会計基準の改正は、40年ぶりの大改正といわれています。改正の最大のポイントは、①現行の資金収支計算書を今後も継続して作成するとともに、新たに「教育活動」、「施設整備等活動」、「その他の活動」の3つの活動ごとの資金の流れがわかる「活動区分資金収支計算書」の導入と、②従来の「消費収支計算書」を、経常収支と非経常収支に分け、「教育活動収支」「教育活動外収支」「特別収支」の3区分で表示する「事業活動収支計算書」の導入にあります。

分科会（テーマ①計算書類の注記について）では、平成27年度の改正も含め、これまでに公布された「文部科学省」通知、「日本公認会計士協会」研究報告・実務指針の公表を取り上げ、基準改正に合わせて加除修正された計算書類の末尾に記載する『注記事項記載例』を参照し、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」の改正内容を参加者の皆さんと確認しながら分科会を進めました。

実務的には、当日配付したPPTのスライド資料を基礎として、8号通知等を記載した「E分科会研修資料集」を副資料として、参加者の学校の実態を確認しながら解説しました。

特に、「第四号基本金」の計算方法及び取扱いについては、平成28年度が改正の要になるため、図表を使い詳細に説明できたかと考えております。

また、参加の会員校においては「徴収不能引当金の設定の有無」や「補助活動事業の純額・総額表示」などについて状況を伺うことができ、学校法人の規模等の違いから、その対応が異なることが把握できました。

当日配付のPPT資料のボリュームを増加させたため、幾分駆け足での説明になってしまったことが心残りです。来年度は、特に「ソフトウェアの資産計上」等について「導入にあたっての経緯」「問題点」「導入後の管理方法」等、参加校の事例を参考にしながらや意見交換をする時間を確保したいと考えています。

テキストを中心とした解説に終始せず、参加者からの質問時間や事例発表の時間を設け、会員校の相互の情報交換もできる研修会を目指したいと思います。また、今回の研修会が経験年数や担当業務の違いを問わず、今後の経理事務にお役立ていただき、会計処理の一助になればと思います。